

令和4年8月分からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 県営住宅家賃減免の取扱いについて

令和4年7月受付分（8月適用分）以降から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が著しく減少し、県営住宅家賃の支払が困難になった世帯の県営住宅家賃の減免について、下記により取扱うこととします。

1 対象となる方

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、収入が著しく減少した世帯
（給与の減少、休職、休業、営業停止、売上減少など）

2 減免の期間

減免申請のあった月（必要書類が整ったとき）の翌月（令和4年8月以降）から最大で令和5年3月分の家賃まで

3 令和4年7月受付（8月適用分）分からの減免の基準

（1）給与収入の方で収入が著しく減少した方

令和4年1月以降の給与のうちから最も低い2か月分の平均額を月の支給金額とします。

（2）自営業者等の方で売上等が著しく減少した方

令和4年1月以降で売上が減少した期間の収支計算について、最も低い2か月分の収支の平均額を月の所得金額とします。

（3）上記（1）及び（2）の収入額には、休業要請先への協力金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、小学校休業等対応助成金・支援金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、青森市事業継続支援緊急対策補助金（家賃支援）、事業復活支援金、等のコロナ支援の給付金・協力金等（以下「コロナ支援給付金等」という。）は臨時的な収入として算入しません。

（4）上記のコロナ支援給付金等の収入不算入の取扱は、収入が著しく低額な場合（入居者全員の収入金額から控除額を引いた金額を12で割った月収額が62,400円以下の方が対象）の家賃減免にも適用されます。

4 提出書類

（1）県営住宅家賃減免申請書

（2）世帯全員の収入に関する証明書（収入が著しく低額な場合の家賃減免の適用を受ける場合は、世帯全員の「非課税所得」を含む全ての収入書類を提出して下さい。）

①給与収入の方で収入が著しく減少した方

・月別給与支払証明書

令和4年1月以降で給与が減額になった月の給与支払金額について2か月分以上、雇用主の証明を受けて下さい。

②令和4年1月以降に解雇又は退職し、現在失業中の方

・雇用保険を受給している方

雇用保険受給者資格証のコピー

・雇用保険を受給していない方

退職証明書、離職票のコピー、退職日の記入のある源泉徴収票の写しなど退職が確認できる書類のコピー

③自営業の方で売上等が著しく減少した方

・事業所得収支明細書

令和4年1月以降で売上が減少した期間の収支計算について最も低い金額から2か月分の収支を記入して下さい。

④令和4年1月以降に廃業、倒産した方

廃業届の写し等、廃業又は倒産がわかる書類

(3) コロナ支援給付金等を受給された方

受給決定通知書、支払通知書等の受給金額がわかる書類のコピー

5 その他

(1) 収入減少の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに偽って減免申請したことが判明した場合は、追徴するほか、不正の内容が悪質な場合には刑法の詐欺罪に該当し、刑事告発することがあります。

(2) 申請書の不備や提出書類の不足がある場合には、減免開始が遅れる場合がありますのでご注意ください。

(3) 家賃減免制度のほかに、家賃の支払いが困難な場合に家賃相当額を支給する「住宅確保給付金」の制度がありますので、お住まいの市の窓口へご相談下さい。